

# 平成30年第3回定例会

( 初 日 )

平成30年9月6日

平成30年第3回平川市議会定例会議事日程（第1号） 平成30年9月6日（木）  
午前10時05分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議員派遣第3号 議員の派遣について
- 第7 議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第8 議案第71号 平川市税条例等の一部を改正する条例案  
議案第72号 平川市温泉条例の一部を改正する条例案  
議案第73号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
議案第74号 平川市消防団条例の一部を改正する条例案  
議案第75号 平川市いじめ問題調査委員会条例案  
議案第76号 南黒地方福祉事務組合の解散について  
議案第77号 南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分について  
議案第78号 工事の請負契約について  
議案第79号 久吉辺地総合整備計画の策定について  
議案第80号 平成30年度平川市一般会計補正予算（第2号）案  
議案第81号 平成30年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案  
議案第82号 平成30年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案  
議案第83号 平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案  
議案第84号 平成30年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案  
議案第85号 平成30年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案  
議案第86号 平成30年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案  
議案第87号 平成30年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）案  
議案第88号 平成30年度平川市石郷財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第9 議案第89号 平成29年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 90 号 平成29年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 91 号 平成29年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 92 号 平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 93 号 平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 平成29年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95 号 平成29年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 平成29年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 平成29年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 98 号 平成29年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 99 号 平成29年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100号 平成29年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101号 平成29年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 102号 平成29年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 103号 平成29年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 104号 平成29年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 105号 平成29年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 106号 平成29年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107号 平成29年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108号 平成29年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109号 平成29年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110号 平成29年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111号 平成29年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112号 平成29年度平川市館田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113号 平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について

- 第10 報告第 15 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて  
 ・専決第 24 号 平川市税条例の一部を改正する条例  
 報告第 12 号 平成29年度平川市健全化判断比率について

- 報告第 13 号 平成29年度平川市資金不足比率について  
 報告第 14 号 平成29年度平川市一般会計継続費精算報告書について  
 報告第 16 号 専決処分した事項の報告について  
 ・専決第 25 号 損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	石田 善久
企画財政部長	須藤 俊弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	今井 匡己
健康福祉部長	三上 裕樹	監査委員事務局長	三上 庚也
経済部長	西谷 司	教育長	柴田 正人
建設部長	木村 雅博	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	長谷川 尚道	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山田 一敏	代表監査委員	鳴海 和正

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 幹 兼 議 事 係 長	長 濱 貴 弘
事 務 局 次 長 補 佐	清 藤 哲 彦	主 事	一 戸 岬

午前10時03分 開会及び開議

○議長  
(齋藤政子議員)

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないよう操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回平川市議会定例会を開会いたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

本定例会は、タブレットと従来の紙の配付資料を並行して運用いたします。タブレットを利用される議員は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただくようお願いいたします。また、タブレットの運用に伴い、タブレット操作補助員として議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、タブレット操作で不具合がありましたら、挙手でお知らせいただければ随時対応いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、齋藤律子議員及び18番、田中友彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月31日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表（案）のとおり会期は本日6日から21日までの16日間と決定されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日6日から21日までの16日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日6日から21日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第70号から議案第113号及び報告第12号から報告第16号の合計49件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

市長より、平成29年度平川市主要施策成果説明書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、平成30年4月から6月分の例月出納検査報告書、財政援助団体監査の結果報告について2件、平成29年度平川市一般会計・特別会計・財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平川市公営企業会計決算審査意見書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書の提出がありましたので、御報告いたします。

意見・要望書第4号「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望、平成30年第2回定例会以降の議会の諸般事項報告書、それぞれの写しを配付しておりますので、御精読願います。

教育民生常任委員会より提出されました所管事務調査報告書を配付しておりますので、御精読願います。

また、去る7月に実施されました県外の議員研修視察報告書2件並びに総務企画、建設経済、教育民生の3常任委員会合同の所管事務調査報告書がそれぞれ提出され、机上に配付しておりますので、御精読願います。

議会運営委員会委員長より、去る8月31日開催された平成30年第5回議会運営委員会において申し合わせしました事項について配付しておりますので、御精読願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第70号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第16号専決処分した事項の報告についてまでの49件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

○市長

(長尾忠行)

平川市議会平成30年第3回定例会の開会に当たり、議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、昨年に引き続き平川市陸上競技場を会場に平川市スポーツデー、トップアスリートによるジュニア陸上教室を開催しましたが、御来場いただいた皆様を始め、開催に御尽力をいただいた関係各位に対し心から

感謝と御礼を申し上げます。両イベントともに好天にも恵まれ、子どもからお年寄りまで笑顔があふれる中で運動する姿を目にしうれしく思ったところであります。

また、子どもたちのスポーツ活動では小学校、中学校で市内の女子ソフトボールチームが全国大会に出場したほか、8月7日から茨城県で開催された東日本少年軟式野球大会では平賀東中学校野球部が見事準優勝に輝くなど、子どもたちの活躍に元気をもらいました。今後とも、スポーツ環境の充実に努めながら、元気な平川市を築いてまいりたいと考えております。

一方で、農業では春先からリンゴ園地で黒星病が多発しました。6月14日には市議会議員全員の連名による要望書の提出を受け、県に対し治療剤であるE B I剤にかわる新剤の早急な開発、登録、普及等について要望したほか、その後も周辺自治体とともに連携しながら、県及び国に対し強く要望活動を行ってまいりました。

その間、各農家による適期薬剤散布の徹底や黒星病に感染した果実の摘果により被害の拡大は抑えられ、2018年産のリンゴの8月1日現在の予想収穫量は平年並みを確保できる見込みであるとの県からの発表もあり、ひとまずは安堵したところであります。

今後も、黒星病の菌密度を低下させるため、感染した葉や果実を放置せずに処分するなどの耕種的防除の徹底を心がけるよう引き続き周知してまいります。

次に、8月2日、3日に開催した平川ねぶたまつりではありますが、市内の30団体が勇ましく出陣いたしました。今年は世界一の扇ねぶたのリニューアルもあり、特に多くのマスコミに平川ねぶたまつりを取り上げていただいたほか、当日の沿道の観客も例年以上ににぎわっていたと感じております。

また、8月14日には初めてのイベントとなる平川あどの祭りが開催されました。お盆の時期に帰省される方に津軽の伝統行事であるねぶたまつりを見せたいとひらかわねぶた連絡協議会から提案があり実施されましたが、市民の皆様、関係各位の御協力に深く感謝申し上げます。当日は、新世界一の扇ねぶたを始め計5台のねぶた運行に加え多彩なステージイベントにより、帰省された多くの子どもたちを含め約1万2,000人の方に御来場いただき、こちらも大変盛り上がったところであります。今後ともさまざまな方面からの本市の魅力を発信してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはなお一層の御理解御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第70号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員である今井 巖氏の任期が平成30年12月31日をもって満了することから、再

任について意見を求め、推薦するため提案するものであります。

議案第71号平川市税条例等の一部を改正する条例案については、地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式を改めるものであります。

議案第72号平川市温泉条例の一部を改正する条例案については、大落前温泉の休止に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第73号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、市が認可する家庭的保育事業等における基準の一部を改めるものであります。

議案第74号平川市消防団条例の一部を改正する条例案については、機能別消防団員制度を創設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第75号平川市いじめ問題調査委員会条例案については、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する附属機関を設置するものであります。

議案第76号南黒地方福祉事務組合の解散については、黒石市にあるもみじ学園と当市にある青葉寮の2施設を民間に移譲することに伴い、平成31年3月31日をもって同組合を解散することについて、地方自治法第288条及び290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第77号南黒地方福祉事務組合の解散に伴う財産処分については、同組合の解散に伴い黒石市に帰属させる財産及び精算事務により生ずる剰余金または不足金について、構成市町村へ配分または負担させる割合を定め、同組合解散後は黒石市がその事務を承継することについて、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第78号工事の請負契約については、仮称平川市民体育館新築工事の請負契約について、佐藤・八木橋特定建設工事共同企業体代表者佐藤工業株式会社東北支店執行役員支店長横山正樹と27億5,173万2,000円で契約を締結するものであります。

議案第79号久吉辺地総合整備計画の策定については、久吉集会所建設事業実施のため新たに計画を策定するものであります。

議案第80号平成30年度平川市一般会計補正予算(第2号)案について、その提案理由を御説明いたします。歳入歳出それぞれ4,208万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ208億9,002万9,000円とするものであります。今回の補正としましては、4月の人事異動による職員人件費の調整を行ったほか、緊急かつやむを得ない事業に限定し所要の経費を計上いたしました。

まず、歳入の主なものでありますが、14款国庫支出金では、保育所等整備交付金の国庫補助率のかさ上げ及び単価改正により3,170万6,000円を追加しました。また、18款繰入金では、補正財源の調整として財政調

整基金繰入金を4,705万4,000円繰り戻すこととしました。21款市債では、過疎対策基金積立事業4,020万円を新規計上しております。

一方、歳出の主なものとして、2款総務費では、弘南鉄道平賀駅裏の開発に係る基本計画委託料170万円、弘前尾上線の路線バス廃止に伴い、弘前黒石線への接続バスとして尾上デマンドタクシーの運行経費294万8,000円、久吉集会所改築のための不動産鑑定及び用地測量委託費196万6,000円を新規計上しました。3款民生費では、保育所等整備補助金2,086万4,000円、6款農林水産業費では、古懸・久吉において組織の新規設立等に伴う多面的機能支払交付金803万1,000円を追加しました。7款商工費では、道の駅いかりがせきの現況調査業務委託料509万6,000円を新規計上しました。

以上が、一般会計補正予算案の主なるものであります。

議案第81号平成30年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ4,644万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億6,062万2,000円とするものであります。補正の内容は、主に人件費の調整と前年度療養給付費負担金等の精算であります。

議案第82号平成30年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ1億2,383万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億3,018万9,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整と前年度介護給付費負担金等の精算であります。

議案第83号平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ381万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,081万8,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整であります。

議案第84号平成30年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ685万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億4,924万3,000円とするものであります。補正の内容は、人件費の調整であります。

議案第85号平成30年度平川市水道事業会計補正予算（第1号）案については、収益的収入及び支出のうち、支出を1,505万2,000円減額するために提案するものであります。補正の内容は人件費の調整であります。

議案第86号平成30年度平川市下水道事業会計補正予算（第1号）案については、収益的収入及び支出の内支出の公共下水道事業費用を652万1,000円、特定環境保全公共下水道事業費用を13万2,000円減額し、農業集落排水事業費用に157万7,000円追加したほか、資本的収入及び支出のうち、特定環境保全公共下水道事業資本的支出に118万8,000円を追加するために提案するものであります。補正の内容は、収益的支出については人件費の調整、資本的支出については起債償還額の確定によるものであります。

議案第87号平成30年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）

案及び議案第88号平成30年度平川市石郷財産区一般会計補正予算（第1号）案については、間伐施業による財産売却収入を新規計上するものがあります。

議案第89号平成29年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第96号平成29年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまでは、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第89号平成29年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入歳出予算総額192億3,000万1,000円に対し、歳入決算額189億9,345万4,000円、歳出決算額183億9,738万円で、歳入歳出差引額は5億9,607万4,000円となりました。翌年度への繰越財源が1億4,892万4,000円あることからこれを差し引き、実質収支額は4億4,715万円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に2億5,000万円を積み立てし、残額の1億9,715万円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第90号平成29年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入歳出予算総額44億7,795万3,000円に対し、歳入決算額43億9,046万円、歳出決算額42億2,807万3,000円で、歳入歳出差引額1億6,238万7,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、国民健康保険財政調整基金に1億6,200万円を積み立てし、残額の38万7,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第91号平成29年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額38億7,065万5,000円に対し、歳入決算額38億322万9,000円、歳出決算額36億731万円で、歳入歳出差引額1億9,591万9,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、介護保険財政調整基金に1億9,500万円を積み立てし、残額の91万9,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第92号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額2億8,035万9,000円に対し、歳入決算額2億7,505万7,000円、歳出決算額2億7,459万円で、歳入歳出差引額46万7,000円が実質収支額となり、全額翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第93号平成29年度国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額3億360万9,000円に対し、歳入歳出決算額が2億8,577万2,000円となり、実質収支額がゼロ円となりました。

次に、議案第94号平成29年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額7億5,371万

1,000円に対し、歳入決算額7億2,713万4,000円、歳出決算額7億2,626万8,000円で、歳入歳出差引額は86万6,000円となりました。翌年度への繰越財源が86万6,000円あることからこれを差し引き、実質収支額はゼロ円となりました。

次に、議案第95号平成29年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額1,139万7,000円に対し、歳入決算額1,106万7,000円、歳出決算額1,001万2,000円で、歳入歳出差引額105万5,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、尾上地区住宅団地温泉管理基金に104万4,000円を積み立てし、残額の1万1,000円は翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第96号平成29年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。歳入歳出予算総額1,679万4,000円に対し、歳入歳出決算額が1,568万1,000円となり、実質収支額がゼロ円となりました。

議案第97号平成29年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、平成29年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金9,712万8,221円を翌年度へ繰り越すものとし、併せて平成29年度本会計決算を議会の認定に付すため提案するものであります。経理の状況ですが、収益的収入及び支出では、事業収益が5億4,652万4,714円、事業費用が4億4,939万6,493円となり、9,712万8,221円の純利益となっております。一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の1,450万9,000円に対し、支出が1億360万1,155円となり、不足する8,909万2,155円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

議案第98号平成29年度平川市下水道事業会計決算認定については、平成29年度本会計決算を議会の認定に付すために提案するものであります。

経理の状況ですが、収益的収入及び支出では、事業収益が9億3,379万4,746円、事業費用が10億492万2,782円となり、7,112万8,036円の純損失となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の4億4,494万1,000円に対し、支出が7億1,245万4,820円となり、不足する2億6,751万3,820円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

議案第99号平成29年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第113号平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括御説明いたします。

議案第99号平成29年度広船財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第113号平成29年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出差引額がゼロ円となっておりますので、財産

区ごとに歳入歳出決算の総額についてのみ申し上げます。

議案第99号、広船財産区78万4,000円。

議案第100号、小和森財産区2,000円。

議案第101号、大坊財産区56万6,000円。

議案第102号、石郷財産区93万8,000円。

議案第103号、柏木町財産区30万4,000円。

議案第104号、平田森財産区110万4,000円。

議案第105号、新尾崎財産区ゼロ円。

議案第106号、新館財産区360万円。

議案第107号、沖館財産区39万3,000円。

議案第108号、葛川財産区1万7,000円。

議案第109号、吹上・高畑財産区1万7,000円。

議案第110号、原田財産区14万4,000円。

議案第111号、岩館財産区928万6,000円。

議案第112号、館田財産区6,000円。

議案第113号、碓ヶ関財産区80,000円。

以上が、平成29年度の各会計の歳入歳出決算の認定の概要であります。

報告第12号平成29年度平川市健全化判断比率について御報告いたします。この報告内容につきましては、平成29年度決算により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称であります健全化判断比率並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものであります。その内容でございますが、4指標とも財政的に健全である旨御報告をいたします。

報告第13号平成29年度平川市資金不足比率について御報告いたします。この報告内容につきましては、平成29年度の公営企業の決算により、資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものであります。その内容でございますが、水道事業会計、下水道事業会計及び簡易水道特別会計については、資金不足はなく健全である旨御報告をいたします。

報告第14号平成29年度平川市一般会計継続費精算報告書について御報告いたします。この報告内容につきましては、平成28年度から平成29年度まで継続費を設定して進めてまいりました文化センター大規模改修事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、今定例会に報告するものであります。

報告第15号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事項について、

同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決第24号平川市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、平川市税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分したものであります。改正の内容は、中小企業が市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき先端設備等を新規取得した場合、当該設備等に係る固定資産税の課税を3年間免除するものであります。

報告第16号専決処分した事項の報告については、刈払作業中の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものであります。なお、損害賠償額は7万9,261円であり、過失割合は市が10割であります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職を始め関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思います。

議員の皆様には慎重御審議のうえ、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。

本定例会に平成29年度の各会計の決算認定案件が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、19人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、平成29年度の各会計の決算認定案件を審査することを目的に、19人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において19人の全議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました19人の全議員を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法についてお諮

○議長

りいたします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長及び副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長に12番、大川 登議員、副委員長に11番、桑田公憲議員を指名推選いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、議員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

決算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾のあいさつを求めます。

始めに、大川 登委員長、登壇願います。

(決算特別委員会委員長登壇)

○決算特別委員会  
委員長

ただいま決算特別委員会が設置され、議長より委員長に御指名いただきました大川 登でございます。

(大川 登議員)

御承知のとおり、決算審査は議会が承認した予算について適切に予算執行されたのかどうか、議会における予算審議の趣旨が生かされたのかどうか、また、その効果について審査する極めて重要な委員会でございます。委員各位には慎重なる審査と、理事者におかれましては明快な答弁をお願いいたします。

限られた審査期間ですので、効率的に委員会が運営されますよう委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長

次に、桑田公憲副委員長、登壇願います。

(決算特別委員会副委員長登壇)

○決算特別委員会  
副委員長

ただいま決算特別委員会の副委員長に御指名いただきました桑田公憲でございます。

(桑田公憲議員)

微力ではございますが委員長を補佐し円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが副委員長就任のあいさつとさせていただきます。

(決算特別委員会副委員長降壇)

○議長

以上で、決算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾のあいさつは終わりました。

日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配付しております議員派遣第3号のとおり、議員派遣の申し出があります。

○議長

お諮りいたします。

議員派遣第3号のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第3号については、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま可決されました議員派遣の内容について、変更の申し出が出された場合はその取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第7、人事案件に入ります。

議案第70号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、委員会付託を省略し直ちに審議することに決定いたしました。

去る8月31日に開催された議会運営委員会において、議案第70号は人事案件につき、質疑・討論を省略し直ちに採決することと申し合わせされました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議案第70号人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議案第70号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表(案)についてお手元に配付しておりますので、御参照願います。

議案第71号平川市税条例の一部を改正する条例案から議案第88号平成30年度平川市石郷財産区一般会計補正予算(第1号)案までの18件を一括議題とし、これより質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

- 御質疑ありませんか。
- 17番、齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) 一般会計補正予算、議案第80号です。ページ34ページ、7款商工費1項商工費の中の19節、障がい者雇用奨励金、これについて御説明をお願いします。
- 議長 経済部長。
- 経済部長 (西谷 司) まず、平川市障がい者雇用奨励金の趣旨について御説明申し上げますが、これは障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を雇用する事業主に対し予算の範囲内で奨励金を交付するという内容でございます。そして、今回は7月に事業主より、実は該当者1名があるということで、6か月の雇用後にこの奨励金を事業主のほうにお支払いするということから、今回その6か月分の所要額について9月補正に計上したものでございます。
- なお、市の交付する額につきましては、月額1万2,000円、この6か月分でございます。以上です。
- 議長 ほかに……17番、齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) それは男性ですか、女性ですか。その1万2,000円を受ける者は男性か女性かお知らせください。
- 議長 経済部長。
- 経済部長 (西谷 司) その辺の性別については、情報は持ち合わせてございません。
- 議長 17番、齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) それをまず申請された場合、そういうとにかく「うちのほうで対象者がいます。」と言え、簡単にそういうふうに出すものなんですか。今、全国でいろいろ問題になっていますよね。ですから、例えばプライバシーは教えられなくても、保護してでもちゃんと申請をしたらこの出すお金、これに対してはちゃんと、きちんと情報持ってなきゃいけないんじゃないんですか。
- 議長 経済部長。
- 経済部長 (西谷 司) この制度につきましては、まず第1点目は、国のほうの特定求職者雇用開発助成金なるものの支給を受けることが第1点目の条件になりまして、その支給を受けた方に対して市でさらなる応援をするというものでございます。その際に障がい者の障がい程度等、そういったものにつきましては確認してございますが、議員御指摘の性別についてはちょっと私、情報を持ち合わせてございませんでしたので、大変申しわけございませんでした。
- 議長 ほかにありませんか。
- 10番 (原田 淳議員) 10番、原田議員。
- 30年度一般会計の補正についてでございます。16ページです。16ページの目が5ですか、財産管理費の中で設計と監理、設計等委託

料170万円、これは平賀駅裏開発の金額だと思っております。この開発については補正予算で計上して、これから開発に向けてかかるということだと思います。この間、8月16日に議員に予算の説明会がありました。その中において、田んぼ平米当たり評価額の7,150円で購入すると、たしか財政部長がそのような言い方をしたと記憶しております。

ところで、それは鑑定評価額なのか、それとも課税評価額なのか。

それから、宅地についての説明はなかったわけです。この図面上からいきますと④、⑦、⑨、⑩、これは宅地となっております。これのそれぞれの評価額でこの宅地も購入するのか、その辺についてお知らせください。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長  
(須藤俊弘)

原田議員からの御質問にお答えします。

まず、8月16日の皆さんに説明した中で、購入価格という言い方したという御指摘ですけれども、購入するということまでまだ言ってなくて、あくまでも基本計画をつくるに当たって購入する予定の金額を入れ込まないと全体事業費が見えてこないということで、鑑定評価額の金額を採用したいということの説明をしたつもりでいます。

それから、7,150円というのが鑑定評価額なのか、課税評価額なのかということでございますけれども、あくまでも鑑定評価額でございます。

それと、図面皆さんお持ちかどうかちょっとわからないんですけども、原田議員お持ちの図面の④、⑨、⑦が宅地になってございます。④、⑨、⑦です。それと⑤、⑥、⑧が畑になっています。この部分についてはまだ鑑定をされていないということですので、鑑定していませんので、この補正と並行して鑑定を進めていく。額を出して、基本計画に織り込みたいということで考えております。

○議長

10番、原田議員。

○10番  
(原田 淳議員)

畑と宅地については鑑定評価額がまだ出ていないということですよ。

じゃあ、駅裏開発の総事業費というのは全然見えていないわけですよ。できれば、ここに設計等委託料、これを計上するに当たり、おおよその総事業費等についてはやはり例えば10億ぐらいかかるんだと、そういうものは持っていないわけですか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長  
(須藤俊弘)

全体の事業費ということでございますけれども、それを出すための基本計画でございます。それも基本計画の中に織り込んでございまして、造成の仕方、例えば水の関係とか、貯水槽を設けるべきなのか設けなくてもいいのか、排水路を整備、どのくらいの形で整備すればよいのかというのがまだ、その基本計画やらないと出てこないということでございますので、金額という形の、全体事業費の金額というのにはちょっと出しづらいということでございますのでよろしく申し上げます。

○議長

10番、原田議員。

○10番  
(原田 淳議員)

非常にこう、じゃあ、もう開発するんだということで走ったわけですよ、完全に。例えば何億かかってもやるんだと。

ここに予算計上したことについては、あくまでもやるやらないはこの設計委託、基本計画を見てこれから決めるんだということなのか。それとも、もうここにそういう委託料盛って、170万円盛ったことにおいては何としてもやるんだという考え方なのかどうか。その辺についてお願いします。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤俊弘)

企画財政部長。

お答えします。

やはりやるべきなのかどうかというのも、この基本計画の中で出てきた金額を庁内で、関係部長等で会議持っています。その中で、進めるべきなのかどうするべきなのかということも含めて、基本計画の結果をもって、その結果を皆さんにまた報告差し上げたいということで考えてございます。以上です。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

15番。

今の件に関して、私から質問したいと思います。

これ、開発公社で購入すると、そういうふうな当初の説明であったかと思えます。開発公社は今現在どういう事業活動されて、そして、現に基金というのはどれだけ持っているんですか。まず、これ一つ聞きたいと思えます。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤俊弘)

企画財政部長。

工藤議員の御質問にお答えします。

今、開発に当たって、多分開発公社の関係のことかと思うんですけども、その基金が幾らあるかということのお尋ねかと思えます。その基金というのは、預金として持っているのが2,000万円ぐらいです。

(「聞こえません」と呼ぶ者あり)

○企画財政部長  
(須藤俊弘)

開発公社で預金として持っているのが約2,000万円ぐらいかと思っております。この開発を仮に開発するという形になって予算を、開発するための経費を計上するとなると、今の制度上でいけば開発公社でやるとか、例えば特別会計を持ってそれに当たるとかっていうのは非常に厳しい状況にありますので、一般会計の予算の中に入れて込んで対応していくという事は一応腹積もりしております。以上です。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

15番、工藤竹雄議員。

今、全国的にも公社そのものは廃止方向になっていると、現実には、2,000万円という、29年度の決算承認の中でいわゆる土地開発の基金があります。ただ、これが公社のこれに該当するのかどうかは私、わかりません。ただ、これ今上がってきているのがいわゆるこれ、財産管理。財産管理の名目で今170万円取っているわけですよ。そうするとここに財産管理、基金というのが現金で、今の決算のこれでいくと18億6,372万362円、これ、決算書出ています。ということは、これを使うということでしょう。

買うか買わないかは、先ほどの原田議員に言ったように買うか買わないかはわからないけれども、一応は設計って言えばいいか、委託でそれをはかってみなければ正しい金額は出てこない。今、特に一般会計から使うということは調整基金から使う。そういう解釈でいいのか。ということは、公社自体が機能していないのに、開発公社でやりますとこの間の説明だった。ちょっと合わない。今、一般財源からというようなことの答弁もしている。これ、どっちがどうなってどうなるんですか。はっきりしないでただ、本当に今これ盛っていいのか。

私はもっと精査してって言えばいいのかな、私たち自体も議論する必要性はあるのでないかと私は思うんですよね。ということは、提出理由の中でも、今回の補正は緊急かつやむを得ない事業にやったということなんです。これ、緊急かつやむを得ないのか。もう少し、時期尚早とか、例えば新年度の予算に持ってくるのか、そういう考え方というのはどうなんです。本当に緊急を要するのか。

確かに、今まであそこの開発については一般質問も出て、議論はしてきたことは事実知っています。ただ、今ここに来て補正まで取る必要性があるのか。ちょっと長くなったけれども、さっきの基金の関係と公社の関係についてちょっと答弁をお願いします。

企画財政部長。

今、工藤議員のほうから御指摘がありました開発公社の会計という形になると、一般会計のところには出てきません。会計そのものは別口で持っています。

今、工藤議員がおっしゃられた、今補正を上げた一般会計のところは、あくまでも財産を管理する総務費と言いますか、そのような予算を持つところの一般会計の項目で予算措置しているところでございます。そのところで今、委託料という170万円を補正するというを提案させていただいているんですけれども、緊急やむを得ないかどうかという考え方なんですけれども、この間の議員説明会の際に皆さんにも御説明申し上げたとおり、そこのところを開発しようという話をしたときに、地元の要望とかいろんな兼ね合いがあるということで、今補正を上げて対応して、早期にどういう形で進めるのかも含めて、進めていいのかどうかも当然含めてですけれども、早期にそこら辺の判断をさせていただきたいということで予算提示をさせていただいたものでございますので、御了解いただきたいというふうに思います。

15番、工藤竹雄議員。

進めていいのかどうかというのは、進めたいから恐らく計上したと思うんです。ただ、私、今の2,000万円の基金があるだろうと、そういうようなことも出ていました。ここに条例があります、開発基金の条例が。基金の額は9億4,294万8,000円とすると、これが最大のことだと思うんですけれども、2,000万円しかない。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤俊弘)

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

そして、もう一つは、公社の購入する目的があるんですよね。公共用の関係が主力的です。これ購入して、じゃあ果たしてどういうふうな販売するのか。公社で募集して販売するのか。それとも民間に委託して、そうしてやるのか。恐らくまだそこまで、買うか買わないかという議論の中であるから恐らく答弁はできないと思うんだけど、公社扱いになるとそういう条件があるんです。そういうふうになると、恐らく公共の財産になるんですよね。公共の財産をそう簡単に右左というわけにはいかないだろう。ですから、こうした条例、経過も含めた考え方で本当、物事を進めているのか、私、非常に疑問がある。ですから、急ぐこともない。もう少し勉強する必要性もあるのではないのか。ただ、上がってきました。みんな、「はい、そうですかそうですか。」、ここに何十億かかるか知らない。果たしてこれで財政の問題、例えば受けたものは即完売するかどうか、これも疑問。そうしたことを考えたときに、もっと精査する必要性があるのではないかと、私はそういう考えであります。その点についてはどうでしょう、ひっくるめて。

○議長

○企画財政部長  
(須藤俊弘)

企画財政部長。

お答えします。

先ほどから、私の言い方がちょっとまずかったのかと思いますけれども、まず一つには、公社は活用しないというのが一つです。公社を使わない。ですから当然、公社の予算も今2,000万円ありますけれども、2,000万円ほどあるようになっていきますけれども、公社の予算は使わないし公社の会計も使わないということでございます。あくまでも一般会計の中に予算を計上した上で、仮に進めるとなればですよ、進めるとなれば、一般会計の中に予算を組んで進めてまいりたい。当然、先ほど原田議員のほうからも御質問あったとおり、事業費が見えていないのです。その事業費をつかんだ上で、今後仮に進めるとなればどのように進めていけばいいのか。例えば、分譲についても業者委託かければいいのか、そういうのも含めて総合的に判断できる体制にして皆さんに御説明申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

○15番  
(工藤竹雄議員)

15番、工藤竹雄議員。

終わったんで次行きますけれども、いきなり来ますけれども、提出議案のときははっきりした説明をお願いしたい。「これで方向さいく。」、今こう聞かれたら、「それではいけない。一般でいく。」とかって、そんなでたらめなこと言わないで、最初から「これでいきます。」ってはっきりしたほうがいいのではないかと、それ余分です。

議案第78号についてちょっとお尋ねします。工事の請負契約について。

これ、入札の参加者状況見ると2社だけあります。今まで2社とかってあまり見ないというか聞かないんですけれども、大体4、5社が入っている感じするんだけどね。金額が大きいから2社なのか、それに参加する特Aとかそういう関係者がいないのかどうかわかりませんけれど

も、2社ということはこの入札の、何と云えばいいのかな、制度自体もちょっと考えざるを得ないような感じも受けるようなんだけど、これ、どう思いますか。もっと参加してもらうほうが一番のいいことだと思うんだけど、2社について、しょうがないからってそれまでだけでも、どういう考え取っていますか。今の入札制度から見て、これで妥当なのか、やむを得ないのか、もっと必要なのか、その点。

○議長

総務部長。

○総務部長

工藤議員の御質問にお答えいたします。

(齋藤久世志)

結論から言って、やむを得なかったというふうに認識しております。

まず、今回の入札に関しては、平川市始まって以来の請負金額ということになりますし、市内のA級でも対象事業者が10社しかないということと、それから、これまで例えば中弘南黒の県の特Aということで学校等はやってきましたけれども、やはり実績が問われるし、また、資金力のある業者でなければ安価に押さえることもできないということから、今回は県の等級名簿で特A級、この特A級というのが対象事業者が28社ございます。一応JVというか共同企業体を組むに当たっては、当市の特A級では10社ということになりますので、まず28社を先頭にといいかベースに考えたところは、こちらのほうの業者の方に参加していただきたいということで募集をかけたわけですが、結果的に2つしかなかったということでございましたので、ちょっと我々とすればもう少し欲しかったのでありますけれども、仕方がないというかやむを得ないというふうな認識でございます。

○議長

15番、工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

28から10社。2社だけでやると何となく高い買い物になるのかな。指名者からもまたちょっと多いのかなという、何かこの競争入札の制度が失われてきているのではないのかなとそういう感じは私、受けているから尋ねているんだけど、やっぱり入札というのは競争ですからね。安いほうに落ちるといのが大体の決まりでしょうから、2社で争って、じゃあ10万円でも5万円でも安ければそれで。もっとさ、今まで何十%か何とかがいろいろな問題もあったけど、できるだけ参加するように指導してほしいな。そういうふうに思います。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第88号までの18件を、お手元に配付しております付託一覧表(案)のとおり各常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、第71号から議案第88号までの18件は、付託一覧表（案）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9、次に、議案第89号から議案第113号までの25件は、平成29年度各会計の決算認定案件であります。

お諮りいたします。

平成29年度の各会計の決算認定案件であります、議案第89号から議案第113号までの25件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第113号までの25件は、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10、報告案件に入ります。

まず、報告第12号から報告第16号までの合計5件のうち、先に、報告第15号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題といたします。

報告第15号の専決第24号平川市税条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により議会への報告並びに承認を要する案件でございます。

報告第15号の専決第24号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、報告第15号の専決第24号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

それでは、報告第15号の専決第24号平川市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

報告第15号の専決第24号は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、報告第15号の専決第24号は、承認することに決定いたしました。

次に、報告第12号平成29年度平川市健全化判断比率について、報告第13号平成29年度平川市資金不足比率について、報告第14号平成29年度平川市一般会計継続費精算報告書について及び報告第16号専決処分した事項の報告についての合計4件を一括議題といたします。

報告内容については、先ほど市長より説明がありましたので、報告第12号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第13号は同法第22条第1項、報告第14号は地方自治法施行令第145条第2項、報告第16号は地方自治法第180条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

次に、お諮りいたします。

7日は議案熟考のため、10日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、7日及び10日は本会議を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、11日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

○議長

午前11時38分 散会